



鳥取県公報

平成 22 年 3 月 8 日 (月)
号外第 16 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 監査公告 包括外部監査の結果に関する報告に添付された意見に基づき知事が講じた措置の公表
(4) 2

監査公告

鳥取県監査委員公告第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、鳥取県知事から平成21年3月31日付鳥取県監査委員公告第7号で公表した平成20年度に係る包括外部監査の結果に関する報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成22年3月8日

鳥取県監査委員	山 本 光 範
鳥取県監査委員	米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員	伊 木 隆 司
鳥取県監査委員	山 根 真 知 子
鳥取県監査委員	内 田 博 長
鳥取県監査委員	山 田 幸 夫

1 平成20年度包括外部監査結果報告に添付された意見に基づき講じた措置の状況

意見	措置状況
第1 時間外勤務手当の監査 <p>1 時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿上の従事事務に具体的記載がない。</p> <p>「時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令簿」（以下「命令簿」という。）上の従事事務の記載内容に具体性がない。例えば、警察県民課の職員の場合、従事事務の内容が「広報用務」とだけ記載してある。これでは、時間外勤務の必要性・緊急性が見えてこない。少なくとも、時間外勤務を行う必要性と、より具体的な従事事務の内容の記載は必須である。具体的な記載がなければ、時間外勤務を行ったことの説明責任を果たしたとはいえない。</p> <p>鳥取県警察の業務が、警察官及び一般職員の時間外業務に支えられている姿があることが理解できた。しかしながら、命令簿上の具体的従事事務の記載が省略されていることは問題である。捜査上の機密事項まで記載する必要はないが、改善を望む。</p> <p>2 正規の勤務時間の弾力運用</p> <p>日勤の警察職員の正規の勤務時間は午前8時30分勤務開始で、1週40時間勤務となっている。このことを遵守するがために発生する時間外勤務もあることが分かった。この正規の勤務時間に対するこだわりから抜け出すという発想が必要である。</p> <p>民間事業者が採用している勤務時間制度には、年間の総勤務時間数の枠内で職種ごとあるいは人別に正規の勤務時間を割り当てるものがある。</p> <p>警察官の業務が、不規則かつ計画の立てられない仕事であることは分かる。しかし、時間外手当の個別サンプル検証対象者の中には、早朝定例業務のために早出している一般職員がい</p>	<p>平成21年度から命令簿を補完する帳票として、「時間外勤務管理簿」を作成し、時間外勤務の業務内容や時間外勤務が必要な理由等を具体的に記載させて、事前に所属長の決裁を受けることとしている。</p> <p>平成21年3月に「勤務時間の割振り変更の要領」を定め、平成21年度からこの要領に基づき勤務時間の弾力的な運用を進めている。</p> <p>現在までに、警察本部の1所属で、早朝における定例業務に対応するために勤務時間の割振りを変更した。</p>

た。この者は、警察官ではないため、緊急出動することもない者であるから、比較的業務を計画的に組み立てやすい者である。このように、早出が日常化しているのであれば、退勤時間を早める措置を探ることにより時間外勤務手当が削減できると考える。

正規の始業時間に、必ずしもとらわれることはない。聞き込み対象者との面談約束が時間外になっている時には、始業時間を遅くすることも許されなければならない。

弾力的な勤務時間を考えるべきである。

3 時間外勤務の縮減

労働時間の短縮は、業務の効率化の面だけでなく生活と仕事の調和や健康保持からも求められる。鳥取県警察は、時間外勤務の縮減を図るために毎月行われる次席会議等において時間外勤務縮減に努めるよう指示を行っている。しかし、各職員個人の自覚を喚起させているが、業務の性質上直ちに縮減効果にはつながっていない。

警察官の時間外勤務の縮減は非常に難しいことが監査を通じて分かった。しかし、業務内容の見直しや効率性を高めるなど知恵を出し合い縮減化を推進していくべきである。

4 警察官の給与体系は抜本的な見直しが必要である。

警察官の業務は、他の公務員と比べて極めて異質な業務である。警察官に対する最適な給与体系についての良い知恵が浮かばないが、勤務成績を相当色濃く反映した給与体系も一つの案であると考えている。公務員だからという理由で、公務員の給与体系の考え方を当てはめるには無理な勤務実態があると思っている。特異な業務には、給与体系にも特異性が求められる。抜本的な見直しが必要と考える。

平成21年度から、事前に「時間外勤務管理簿」を提出させて所属長が時間外勤務の是非を厳正に判断することなどを徹底するとともに、「勤務時間の割振り変更の要領」を定めて、個々の業務の実態に応じて弾力的な運用が可能となるようにした。

今後も可能なものについて個々に検討し、時間外勤務の縮減を推進していく。

警察官の給与等については、警察法において、国家公務員である警察官の例を基準として条例又は人事委員会規則を定めると規定されている。この趣旨に沿って、条例又は人事委員会規則で定められており、当県独自の給与体系の整備は難しい。

第2 特殊勤務手当の監査

1 夜間特殊業務手当の適用要件の明文化が必要

監査人は、夜間勤務手当と特殊勤務手当の夜間特殊業務手当が併給になっているのではないかと考えた。なぜなら、両手当とも支給の対象となる勤務あるいは業務に従事する時間を「正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時まで」と規定しているからである。

この点を県の人事委員会に問い合わせたところ、「勤務の実態からみてその特殊性が著しいと認められるものについて夜間特殊業務手当を支給するものである。」との回答を得た。具体的には、三交替勤務等の深夜業務が正規の勤務時間として措置されている場合が対象となっているとのことであった。

このことから考えて、現行の警察職員の特殊勤務手当に関する条例第23条の夜間特殊業務手当の規定では誤解を招くことにつながると考えている。警察職員の特殊勤務手当に関する条例、警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則あるいは警察職員の特殊勤務手当の運用についての通達で特殊性が伝わってくるよう適用要件を明文化する必要がある。

平成21年11月県議会で警察職員の特殊勤務手当に関する条例を改正し、夜間特殊業務手当の支給対象となる職員を「交替制又は駐在制の職員」と明記して、誤解が生じないよう措置した。

2 特殊勤務手当の支給要件の明確化と手当の種類の整理統合

特殊勤務手当の種類は20種類、適用区分で分類すると総数は86細目になる。手当の支給対象延べ人数も多く、併給禁止の規定も設けられている。警ら手当のように、作業が特殊勤務手当の支給対象となる危険性が伴っていたかどうかの判別が必要な手当もある。

鳥取県警察の特殊勤務手当制度は改正により、制度の趣旨に沿った適正な制度へと向かっているといえる。しかし改正によって、業務の実態認識を求める手当が生じ、運用上の判断が難しい制度になつていった。

特殊勤務手当の支給額削減の効果はあったが、反面、勤務の実施者、直接監督者及び会計担当者に煩雑な作業を強いる事務量の増大を招来してしまった。

今後は、適用事例の検討による支給要件の明確化及び手当名の統廃合だけでなく、検証を重ねて行き、86細目もある適用種類の合理的な統廃合を行う必要がある。

平成21年3月に「特殊勤務手当対象作業一覧表」を作成し、各特殊勤務手当ごとの具体的な作業の内容と支給要件を明記して、職員が支給対象作業であるかどうか容易に判断できるようにした。

作業実施職員は、この一覧表に沿って実績を報告し、直接監督者がその実績及び支給要件の確認・記録を行うことにより作業の軽減を図っている。

警察職員の特殊勤務手当は、平成17年度に全面的な見直しを行い、従来24種類あった手当を整理統合して21種類とした。さらに平成18年度に1種類の手当を廃止して現在20種類の手当となっている。

現在のところ、各手当間で支給要件の重複や類似しているものはないと考えているが、今後とも、適用事例等の検証に努めていく。

3 教育研修の徹底について

検証を行つた特殊勤務実績簿（以下「特勤簿」という。）の約半数において、平成18年度改正によって犯罪予防・捜査手当などに加えられた支給要件である「心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるもの」である事象の記載がないものがあった。例えば、「〇〇事件捜査」、「情報収集」、「現場聞き込み」だけの記載では、支給要件を満たしているかの判別はできない。この点は、平成18年度改正の意義を理解していない職員がいることと教育研修が徹底されていないことを映し出している。

特殊勤務手当支給対象業務を行つたことの具体的記載がなければ、特殊勤務手当の支給までの手続で支給誤りを生じさせることにつながる。県民に対する説明責任も果たしていないことにもなる。勤務日誌を見なければ特殊勤務手当支給対象業務を行つたことが分らないようでは、特勤簿の意味を失ってしまうし、支給誤りの可能性も大きくなってしまう。

どんなに特殊勤務手当の趣旨にそつたすばらしい制度を制定しても、その運用に誤りがあれば、その制度は意味をなさない。平成18年度の改正の趣旨を各職員に徹底するには時間が必要である。具体的にどのような作業が特殊勤務手当の支給対象作業になるのかならないのかを示したマニュアルや手引きなどを作成し、十分に教育を徹底しなければならない。

平成21年3月に「特殊勤務手当対象作業一覧表」を作成し、支給対象作業の内容や要件の明確化を図るとともに、各種会議、研修会の場を通じて職員に周知徹底を行つていている。

第3 鳥取県警察本部の委託料の監査

1 1社入札にならないような体制作りが必要

交通管制システム保守委託業務について、システムの開発業

交通管制システム保守委託業務について

者が同システムのノウハウを独占しているような場合であっても、そのシステムの使用者は鳥取県警察である。システム固有の専門情報やノウハウを、県警察が保有・管理し、その情報公開を行うことにより、他の事業者の入札参加への門戸を開く必要がある。

「名ばかり」競争入札ではなく、真の競争入札に移行することが求められる。

2 委託先の固定化と高い落札率の委託契約に対する監視が必要

交通信号機保守業務については、契約の相手先が固定化され、高い落札率が続いていることをみると、発注単位の見直し、業者指名の方法等の改善又は報告義務等を契約業者に課すことにより契約に係る業務の再委託状況等の監視を行う必要がある。

3 公益法人等に対する委託料

(1) 競争入札の方式への移行について

「データ入力業務」や「通知業務」などの契約の性質や目的から公益法人以外への外部委託が可能であると認められるものが存在している。今後も可能なものについては、引き続き競争入札の方法への移行を検討すべきである。

あくまで委託料の契約は、原則として競争入札の方式によらなければならないため、今まで随意契約を行っているから本年度も随意契約により契約するのではなく、すべての契約の見直しを絶えず行っていかなければならない。

(2) 委託料を単価方式に変更することの検討

契約金額の算定方法には単価計算方式と実額精算方式の2通りある。

運転者講習委託は、契約期間中に概算払い、契約期間終了後に実費確定させ、精算する実額精算方式である。この契約は、当事業の担当者の期末勤勉手当や共済費・健康診断費用などまで積算してある。しかしこのように人件費について、賞与部分はもちろん健康診断費用まで見積もることは、一般的な見積書とはまったく算定方法を異にしている。また、賞与に当たる期末勤勉手当に関して、ほぼ県の職員と同じ基準で計算、支給されている。これでは外部委託しているのか、警察内部で事業を行っているのか区別できない状態になって

ては、このシステムと密接な関係を有する「交通管制センター中央装置（上位装置）」に係るシステム仕様書を警察庁が作成・提示したことにより、これを参考に平成21年10月16日、「交通管制システムリース及び保守業務（平成21年度～平成25年度）」に係る一般競争入札を行った結果、2社から応札があった。

交通信号機保守業務の委託契約は、県内3地区（東部・中部・西部地区）に分けて契約している。

平成21年度は指名業者を増やし、東部・西部地区については県の格付けAの全業者（東部12社、西部8社）及び信号機保守実績を有する業者（東部1社、西部1社）を指名、中部地区については県の格付けA、Bの全業者（A5社、B2社）及び信号機の保守実績を有する業者（1社）を指名し、競争性を高めた。

公益法人等に対する委託契約については、法令で定められているものを除き、原則として一般競争入札で行うこととした。

平成20年度は「高齢者講習通知業務委託」等5件を一般競争入札へ移行。平成22年度については「行政処分者講習委託」及び「運転免許証更新時講習委託」の2件で新たに一般競争入札を実施する予定としている。

運転者講習委託については、平成22年度から一般競争入札を実施することとしている。その他の委託業務に係る委託金額については、委託先の経費削減努力が消極的とならないよう個々の委託業務の内容に応じて、単価契約方式への移行の可否等について検討していく。

いる。警察の関係法人に対し、身内意識を捨て、委託事業として契約内容を厳しく見つめなおす必要がある。

単価計算方式の委託契約の中には、委託料収入が事業支出を下回るものがあり、当該委託事業実施団体はこの事業に閑し協会内で経営努力をしなければならないこととなっている。

鳥取県警察は、契約単価を下げる努力をし、交通安全協会は、委託料収入が事業支出を下回らない努力をする。このような緊張感が単価計算方式の契約の事業には生じてくる。

これらのことにより、実額精算方式の契約を結んでいるものを、単価契約の方式の契約に移行できないか今後検討すべきである。

4 鳥取県警察学校等給食業務の委託料

(1) 給食委託業務の経験不足による予定価格の見込み誤り

当初予算編成時の予定価格約697万円は、警察本部の予算原案1,000万円を財政課の査定により700万円にしたものである。財政課の緊縮財政意識を感じるが、食堂事業の経験のなさを感じてしまった。

3回も実施した入札に落札者が現れなかつたことを重く受け止めなければならない。業者が示した価格は、県の予定価格を大幅に上回っていた。まずは、この入札結果を見て、鳥取県警察の予定価格が低すぎたことを謙虚に受け止め、見直し検討すべきであったと思っている。

しかし、議会承認を受けた予算は変更できない。そこで、見込み食数をかさ上げすることにより、なんとか予定価格内で収まるようにしたと思われる。

その見込み食数を過大に見積もったことの答えは、年度途中の委託料の増額契約という形で現れた。平成19年度の後半では予定していた年間食数を大きく下回ることが確実となり、契約金額を659万円から744万円に増額したのである。

警察学校の食堂なら、利用数は固く見積もることができる。当初約5万6,000食の見込みが、最終では4万4,000食にまで食数が落ち込んでいる。確かに、採用辞退者、中途退職者数、さらに弁当持参者の数を正確に見積もることはできないかもしれない。しかし、この数の見込み減はそれだけでは説明ができない。利用数を当初想定どおりに執行できると考えていた県の見込み誤りは、予算段階での積算が甘かったといわれても仕方がない。

(2) 第二の委託料は歳出外支出である

第二の委託料とは、給食利用者から受け取る給食代の20パーセント相当額を指し、これは歳出外の支出として取り扱っていた。

隠そうとして行ったことではないかもしれないが、給食利用者から受け取る給食代の80パーセントを食材費に充当する委託料算定の仕組み及び給食代を県の会計を通さずに

給食業務委託契約については、これまでの実績を参考に適切な予算額を計上し、執行することとした。

次期契約分（現契約の契約期間：平成21年4月～平成23年3月）からは、給食利用者が負担する給食代分も含めた総額を県の歳出として一括契約することとする。

なお、給食利用者が負担する給食代に

<p>そのまま直接委託業者に支払っていることから生じたものである。</p> <p>給食委託業務は、給食利用者の個人負担なしでは成立しないものである。このような個人負担分の収納金額を、歳入として扱うことにすれば、第二の委託料も自然と歳出に含められるようになる。</p> <p>県の他の事業においても、個人負担を求めるものがあるかもしれない。個人負担金の出納は、指定職員を置いているから間違いはありませんということではなく、県の公式の歳入・歳出として取り扱わなければ、県が管理統制していることにならないと考える。</p> <p>全国の地方自治体において、裏金問題が発生した。このような個人負担金の出納あるいは県の条例や会計規則に規定されないお金の動きも、歳入・歳出として扱うことが裏金発生の余地を減らす手法になると思料する。</p>	<p>については、職員の給与に関する条例第16条の13の規定により給与から控除する方法で、県の歳入として取り扱う。</p>
<p>第4 待機宿舎の老朽化による入居率の低さ</p> <p>1 待機宿舎の継続的な維持補修について</p> <p>待機宿舎は、県民の治安を守る警察職員の公的な宿舎である。この宿舎のありさまを見れば、単身赴任してきた警察職員も居住意欲を失ってしまうだろうと想像する。住む場所を選ぶのは個人であるが、予算を投じて建設した宿舎なのであるから、敬遠されるものであってはならない。鳥取県警察は、居住するに足る宿舎を維持する責任がある。</p> <p>宿舎が必要であるから建てた、でも空き家になった、入居希望者がいない、手入れを怠る、老朽化が進行する、入居希望者が減る、ますます老朽化する。普段の維持補修を怠っているから、悪循環となるのである。管理すべき鳥取県警察の管理方針に問題点を指摘しておく。</p> <p>県は、新しい事業に対する予算化はする。しかし、維持補修に対する予算化には、腰を引く体质がある。県庁舎や学校等の人が多く出入りする施設は、継続的な維持補修をする。一方、職員宿舎のような福利厚生施設に対する維持補修予算は、「認めがたい」と突っぱねられるトラウマが底流にあるのであろう。それが、県の財産である宿舎の老朽化につながっていることを指摘しておく。</p> <p>県の財産である待機宿舎の継続的な維持補修により、住むに値する状態にしておく責任がある。入居待ちの待機者がいるぐらいにしておかなければならない。県の施設を、老朽化させないことを求める。</p>	<p>警察職員宿舎については、平成20年10月1日現在541戸であったが、築後30年以上を経過し老朽化していた宿舎79戸を解体して、現在462戸を保有している。</p> <p>今後更に、築年数や現況等を勘案して、継続使用していくものと廃止すべきものとに分類した上で計画的に廃止していくこととしている。</p> <p>また、継続使用する宿舎の管理は、これまで宿舎居住者の中から管理人を選定して行ってきたが、その管理内容の検討、あるいは民間管理委託による方法など、より適正に維持管理を行う方法について検討していくこととしている。</p>
<p>第5 賃貸方式にした待機宿舎</p> <p>1 賃貸料の見直しについて</p> <p>不動産賃貸借契約書の第7条に「賃貸料の改定」の条項がある。その条項は、「公租公課の増減、経済情勢の変動又は近隣賃貸住宅との比較その他の事情により、当初の賃貸料の額が適当でないと判断される場合には、賃貸人・賃借人協議の上改定</p>	<p>平成21年度以降の新規契約分については、契約条項に「賃貸料の改定協議は5年ごとに行うものとする」ことを具体的に規定した。</p>

<p>することができるものとする。」となっている。一般的改定条項であり、具体性がない。このままでいけば、賃貸料は継続されるかもしれない。</p> <p>20年間の賃貸料総額は3億8,800万円である。県議会で承認された長期債務負担行為ということにとらわれず、少なくとも5年に一度は「賃貸料見直し検討委員会」を立ち上げて協議検討すべきである。その前に、今後はこの方式による宿舎建設が増えてくるのであるから、賃貸料改定シミュレーションを策定しておくことである。</p>	
<p>第 6 食糧費の監査</p> <p>1 食糧費の執行について</p> <p>意見交換会費は、平成7年の総務部長通知「食糧費の執行基準」から判断して妥当なものである。しかし、行政事務執行上の直接的必要性の視点で判断すると、直接的な必要性はないと考える。</p> <p>平成7年の総務部長通知「食糧費の執行基準」では、行政事務執行上の必要性に対する直接性と間接性の区別を明記していない。その執行基準中に、「市町村等県内の他の地方公共団体が主催する会議・懇談会等に県の職員が出席するに当たっても、この基準の趣旨を十分踏まえること。」の記載がある。この記載があるために間接的に必要と判断した飲食を対価とする支出を食糧費として扱うとの誤解が生じたと考えている。</p> <p>鳥取県警察では、平成20年度以降意見交換会費はほとんど発生しないであろうが、この種の行政事務執行上の間接的必要経費は「交際費」として会計処理することにより人目につきやすくしたほうが良いと考える。また、会議用のお茶代や来客用のお茶代も間接的必要経費であるので「交際費」として扱う方が良いと考える。</p>	<p>「食糧費」の執行に当たっては、飲食を伴う会議・懇談会等の開催は、指摘のように、特に直接的な必要性あるいは間接的な必要性の区分まではしていないが、その必要性を十分に検討した上で実施することとし、出席者、開催場所、飲食の内容等についても、必要最小限度かつ廉価な内容等を徹底するとともに、事前審査及び事後審査を通して厳正な執行に努めているところである。また、他団体による懇談会等への出席に当たってもこの趣旨を十分に踏まえるようにしている。</p> <p>一方、「交際費」は「知事、県議会議長等が行政執行のため、又は県の利益を図るために県を代表して外部と公の交渉をする際に特に必要とする経費」として整理・運用しており、この中には、一部「食糧費」と共通する飲食に要する経費も含まれているが、その要素に着目してすべての飲食に伴う経費、会議用あるいは来客用のお茶代等についてまで「交際費」として取り扱うことは考えていない。</p>
<p>第 7 交際費の監査</p> <p>1 意見交換会参加費は、行政事務執行上の直接的必要性から支出されるものではない</p> <p>(1) 県議会との意見交換会について</p> <p>意見交換会は、行政事務執行上必要な会議という受け止め方はできるが、実態は飲食を伴った県の行政事務から見れば非公式な懇親会である。意見交換会を、ことばどおりに受け取れば、どのような意見が交わされたのかの議事録等の記録が必要となる。</p> <p>県議会で代表質問を行った政党等とは、従来から県議会</p>	<p>年4回の定例会の後、各交渉会派と意見交換会を行っているものであり、交際費による執行自体は特に問題ないものと考える。</p> <p>しかし、より適切な執行がなされるよう、平成21年6月に「交際費執行基準」</p>

後に慣例的に意見交換会を開催している。知事・副知事・出納長の三役及び教育長にも参加要請のある会合である。県議会あるいは県会議員が討議する各委員会において県政に関する熱い議論が終了した後に、このような会を設けることを無用なこととは思わないが、参加費の全額（1回1万円で15回参加）を県費から支出することについては問題視する。

(2) 鳥取県警友会との意見交換会について

鳥取県警友会は、鳥取県警察官の退職者で組織している。同会は、鳥取県等と緊急事態における協力に関する協定を結んでいる団体である。会員が県内各地で地域の安全と警察活動のパイプ役として防犯ボランティア等の活動をしている。鳥取県警察は、大幅な世代交代の時期を迎えるに当たり、治安維持の第一線において長年にわたって培った技能や経験を若手警察官に伝授するための講習会の開催など、O B の協力を得ていくことは警察力の維持を図る上で必要不可欠であるとしている。このような情勢の中で、退職後も地域の安全・安心に貢献するための活動を志向するO B の組織する同会との意見交換会に出席し、警察行政各般にわたる支援要請を行っているとしている。県内における災害発生時には、長い間の警察活動で培った同団体の会員の支援が受けられることは心強い。

しかし、この会の理事会後の意見交換会への参加は、言葉を変えれば同窓会への現職警察職員の参加であり、この会に参加し懇親を深めることは否定しない。しかし、公立学校の同窓会に現職教員が招かれた場合に、教員の同窓会参加費を所属する公立学校が負担するであろうか。この意見交換会に対する支出は、鳥取県警察幹部11名が参加して5万5,000円であった。県費から支出することは問題である。

(3) 県内報道機関との懇親会について

県内報道機関の支局長クラスとの懇親会も、無用のこととは考えない。鳥取県警察は、振り込め詐欺や飲酒運転、交通事故など、社会問題化している事案の被害防止のための広報を積極的に働きかけるなど、警察行政上の課題を報道機関に重点的に取り上げてもらうことにより、事件・事故の発生を抑止し、安全で安心できる鳥取県の実現を図る観点から、報道機関との間で良好な関係を築くことは極めて重要であるとしている。

しかし、これも行政事務執行上の直接的必要性はないと考える。民間の法人が交際費を支出した場合、その全額が損金になるわけではない。損金不算入とされた金額は法人税等の課税対象となっている。県財政はひっ迫しているが、税収入の中には民間法人の交際費を元にした税金も含まれているのである。県費からの交際費支出は、極力抑制

を見直すとともに、すべての交際費執行状況を定期的に公表しているところである。

鳥取県警友会との意見交換会については、警察業務の運営上有益であることから、参加費を公費（交際費）から支出していたが、今回の指摘を受けて検討した結果、平成21年度から他との均衡を考慮し公費からの参加費の支出を取りやめた。

県内報道機関支局長等が意見交換会として年1回行っているものであり、交際費による執行自体は特に問題ないものと考える。

しかし、より適切な執行がなされるよう、平成21年6月に「交際費執行基準」を見直すとともに、すべての交際費執行状況を定期的に公表しているところである。

すべきである。交際費の執行基準について議論し、早急に検討すべきである。

仮に、意見交換会費の支出を全額個人負担とすると、意見交換会に参加したことそのものが記録に残らなくなる。これでは、県職員の行動を律することにならない。個人負担の意見交換会の参加に対しても鳥取県警察は管理統制していくべきである。

2 「21世紀の会」は、会員としての継続の是非を検討すべきである

この会の意義は否定しないが、公務員が特別会員として位置付けられるようなことは、民間の人から優遇を受けることになると感じている。鳥取県警察の 2 名の会員は、平成 19 年度中に延べ 4 回出席しているだけである。これでは、この会のお役に立つことはできないと思っている。また、民間人の意見を聞く公式の会として各警察署単位で警察署協議会が設置してあるのであるから、この協議会で出た意見の活用を優先すべきである。

この会の会員としての継続の是非を検討すべきである。

3 祝賀会に対する参加費も執行基準を設けるべきである

県政に対して功績のあった県会議員の表彰祝賀会と鳥取県内の高校を卒業した関取の大関昇進祝賀会への粗酒という名目で各 1 万円を支出している。

めでたい祝いの会であるが、この種の祝賀会は公的な行事ではない。県として、お祝いするという気持ちは大切にしなければならない。それであるなら、県費からの支出は代表者 1 名にとどめるべきである。

4 交際費に対する総括意見

本部長扱いの交際費の中の社交的経費約 38 万円については、出席する会自体の意義はそれなりに理解できる。しかし、交際費の執行は必要最小限にとどめるべきである。

県としてその範囲、金額などについてより具体的な執行基準を設け、簡素かつ納得性のある執行に努めるべきである。

「21世紀の会」への入会及び同会に出席して意見を交わすことは、民間企業の代表者等の意見を警察行政に反映させるなどの点において有益であることから、会費を公費（交際費）から支出していたが、今回の指摘を受けて検討した結果、平成 21 年度から他との均衡を考慮し会員としての参加を取りやめた。

粗酒という名目での支出については、お祝いでもあるが、同時に祝賀会への参加費相当額でもあり、また、参加人数も妥当なものであるので、その全員分を支出することについても問題ないものと考える。

しかし、より適切な執行がなされるよう、平成 21 年 6 月に「交際費執行基準」を見直すとともに、すべての交際費執行状況を定期的に公表しているところである。

交際費については、この機会に県として改めて点検を行い、平成 21 年 6 月に「交際費執行基準」を見直し、実態に即して経費区分の整理等を行った。ただし、個々の経費の区分ごとの詳細な基準（支出限度額、支出内容等）を定めない代わりに、執行状況すべてを四半期ごとに県公式ホームページ上で公表することにより、交際費執行の透明性・妥当性を確保することとした。